

岐阜県庁舎への自動販売機設置に係る一般競争入札公告についての質疑回答について

質疑1 設置事業者が負担することになっている缶及びペットボトルの処分費用について

- (1) 処分費用はいくらか。
- (2) 処分費用はどのように算出しているのか。
- (3) 物件ごとで処分費用は異なるのか。
- (4) 処理業者はどこか。

回答1

(1)、(2) 及び (3) について

県が県庁舎のゴミ収集運搬業務等について委託した業者（以下「処理業者」という。）に確認したところ、平成28年度における処分費用は自動販売機1台あたり月900円（定額）となっています。平成29年度も処分費用に変更はない見込みです。

処分費用は処理業者において設置台数に応じて積算されますので、物件ごとに処分費用が異なることはありません。

(4) について

県が県庁舎のゴミ収集運搬業務等について委託した一般廃棄物収集運搬業者です。

質疑2 前回の入札における物件ごとの落札額はいくらか。

回答2 前回入札（平成26年度設置）における物件ごとの落札額は以下のとおりです。

物件番号	設置場所	落札金額（円）
1	厚生棟2階大会議室前①	5,135,000
	事務棟6階自販機コーナー②	
	事務棟西棟屋	
2	厚生棟2階大会議室前②	4,665,851
	事務棟9階自販機コーナー①	
	議会東棟1階食堂前	
3	事務棟6階自販機コーナー①	12,457,908
	事務棟9階自販機コーナー②	
	厚生棟1階喫茶室前	
合計	9台	22,258,759

質疑3 現在設置している自動販売機ごとの売上額はいくらか。

回答3 当該入札では3台分で1物件として扱っておりますので、物件ごとの売上実績の情報提供とさせていただきます。